### ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子 〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102 電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326 mail:info@fujisr.ne.jp

カスハラの深刻化に対する 対応と実態調査結果~UA ゼンセンのアンケート調査 結果などから

## ◆カスハラの深刻化に対する 業界・行政の対応

顧客による理不尽・悪質な クレームを指すカスタマーハ ラスメント(以下、「カスハ ラ」)という言葉は、ここ数 年でよく聞かれるようになり ました。

最近はカスハラを深刻な問 題ととらえ、接客業を中心 に、制度の見直しや法令の改 正等の動きもみられます。例 えば運送業では、SNS上で の中傷のリスクのあったバス やタクシー運転手の氏名表示 が、2023年5月に廃止され ました。旅館業界では同年 12月に施行された改正旅館 業法で、不当な要求等を行う 者に対し宿泊を拒否できるよ うになりました。さらに、東 京都ではカスハラ防止条例を 制定する方向を示していま す。また、自民党はカスハラ からの従業員保護策を企業に 義務付ける法整備等の提言を 行うなど社会全体における カスハラ対応の勢いは増して います。

企業としても、カスハラの 予防・対処や従業員の保護は 重要な課題となっています。 厚労省は2022年2月、カス ハラの対応基準等を示した 「カスタマーハラスメント対 策企業マニュアル」を公表し ています。また、JR東日本 などをはじめとして、企業が カスハラ対応指針を策定・公 表する事例も続いています。 2022 年 9 月 22 日に心理的 負荷による精神障害の労災認 定基準が改正され、カスハラ が新たな対象となったことも 重要事項です。

## ◆UAゼンセンのアンケート 結果から

とからも、依然として深刻な 状況にあることがうかがえま す。

迷惑行為をしていた顧客の うち、50歳代以上が75.7% と大きな割合を占めていると いうことです。また、カスハ ラには「時間拘束型」、「暴 力型」、「威嚇・脅迫型」、 「SNS/インターネット上 での誹謗中傷型」、「セクシ ュアルハラスメント型」とい った型があり、業種・業態に よっても特徴や傾向、対応が 異なる(例えば、介護・福祉 等を含む業種グループでは対 応者は女性の割合が高く、被 害回数が多くて被害期間も最 も長い特徴をもち、他のグル ープに比べより毅然とした態 度や危機退避が求められる、 など)とのことです。

事業主として、社員の働き やすさ・安全の確保に努める ことは重要です。とくに人手 不足の社会において、そうし た施策を進めることは離職防 止にも役立ちます。

とくに顧客対応業務の多い 企業においては、一歩進んだ 対策を検討してみてはいかが でしょうか。

【UAゼンセン「"職場におけるカスタマーハラスメントの実態把握へ"第3弾調査実施」】

https://uazensen.jp/2024/ 06/05/100876/

高年齢労働者の労働災害防止等のための補助金が拡充されています 高年齢労働者の労働災害防止等のための補助金が拡充 されています

# ◆令和6年度エイジフレンド リー補助金の申請受付中

本補助金は、高年齢労働後害防止対議をは、高年齢労働災害防止が悪痛の無難のないをはないのをはないでは、気がないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、ないいのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは

### ◆今年度からの拡充内容

「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」の補助率が4分の3に引

き上げられ、補助対象が 「すべての中小事業者」へ と拡充されています。

本コースは、高年齢労働 者に多い転倒や腰痛の防止・予防のため、専門家等 による運動プログラムに基 づいた身体機能のチェック および専門家等による運動 指導等に要する経費を補助 するもので、上限額は 100 万円(消費税を除く)で す。

### ◆複数コースの申請もOK

本補助金は、高年齢労働 者の労働災害防止対策(転 倒・墜落災害、腰痛、熱中 症、交通災害)に要する経 費(階段への手すり設置工 事の施工や体温を下げるた めの機能のある服の導入 等)を補助する「高年齢労 働者の労働災害防止対策コ ース」や、労働者の健康保 持増進のための取組み(禁 煙指導、メンタルヘルス対 策等の健康教育など) に要 する経費を補助する「コラ ボヘルスコース」との複数 コースでの申請も可能で す。複数コース申請する場 合、併せての上限額は 100 万円となります。

申請受付期間は、令和6年10月31日(木)までです。補助対象となる取組みを検討している場合には、補助金の活用も併せて検討してはいかがでしょうか。

弊所にてご相談を賜わり ます。 【厚生労働省「エイジフレンドリー補助金について」】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_09940.html

7月の税務と労務の手続 期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限
- 源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付
- 労働保険の今年度の概算 保険料の申告と昨年度分 の確定保険料の申告書の 提出期限
- 〇 労働保険料の納付

31日

○ 健保・厚年保険料の納付

## ~当事務所より一言~

梅雨真っ盛りですね。 雨や雪の日は静かで案外好 きだったりします。 お陰様で今年も半分を終え ることができました。

泣いたり笑ったり、ドキド キしたりの試行錯誤の毎 日、勉強や確認も必須の毎 日を過ごしています。

来る7月 10 日(水)に、大阪 中之島の「中央公会堂」で開 催される「大阪わかそう」と いう中小企業のイベントが 開催されます。そこに弊所 も出展します。

大阪わかそう 2024 | 大 阪府中小企業家同友会 (osaka-doyu.jp) ぜひご来場ください。